

質問件名 人としての豊かさとあたたかさを実感できる貧困対策を

【質問要旨】

厚生労働省が2014年に発表した日本の相対的貧困率は16.1%。子どもに限ると16.3%になり、国民の6人に1人が相対的貧困ということになります。この状況を受けて、国においては生活困窮者自立支援法に基づき2015年から支援制度が始まり、市においても相談窓口や学習支援事業が始まっています。

子どもの貧困に対しては、2014年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。その後、2015年4月に政府主導で「子供の未来応援国民運動」が発足しましたが、寄付による基金を財源とし、安倍首相らが発起人となって立ち上げられた子どもの未来応援基金には、2ヶ月でたったの300万円しか寄付が集まらず、公的責任の放棄に批判が集まりました。

また、東京都は法律で努力義務とされている子どもの貧困対策計画について、全国の都道府県で唯一策定予定がない自治体となっており、非常に残念な現状です。

一方で、市民レベルの動きは速く、居場所づくりや学習支援、食を通して交流など、困窮している人を、子どもを含めて地域で応援していこうという取り組みが各地域で広がっています。その動きは小平市においても同様です。こうした地域の活動は、人と人の関係を築き生活を豊かであたたかいものにしていくための重要な取り組みであり、協働によるまちづくりを目指す小平市には積極的に応援してもらいたいと考え、会派としてこれまでも取り上げてきました。

同時に、公的な貧困対策を行うことは個人の尊重としての当事者の幸福という意味で重要であるのみならず、自立につなげ将来的な社会コストをトータルに抑えていくためにも不可欠な施策です。

相対的貧困率は絶対的貧困率と違い、外からは様子が見えにくい面もあるかと思えます。しかし、小平市でも経済的困窮から派生する様々な生活の課題が存在しています。市民の熱い動きに応え、困窮者や子どもたちが希望を見出す暮らしをつくっていくことを期待し、以下の質問をします。

- ① 小平市において子どもの貧困を含め、世代別や世帯類型など貧困の状況について把握するデータや分析を持っているか。
- ② 教育の支援について
 - 1) 義務教育・公教育の意義は、すべての子どもたちが生きる力をつけていくための基礎学力やシチズンシップを身に着け、次のステップにつながるのだと考える。子どもが保護者の経済状況に左右されずに、希望ある将来を切り拓いていけるよう学校として行っていることは何か。
 - 2) 就学援助の情報について、すべての保護者に正しい情報が周知されているか。
 - 3) 受験生チャレンジ支援貸付事業など教育における経済的支援の情報は学校を通して、すべての保護者に周知されているか。
- ③ 市内の児童養護施設と市が連携しての自立支援ができないか。
- ④ 困窮者支援としての住宅施策や、引きこもりがちな高齢者や若者、子どもを含めての地域の居場所のための空き家活用などを目的とした、住宅支援協議会の設置について見解を再び問う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2016年2月15日 小平市議会議員 殿 日向 美砂子

受付番号【 】

26	25	24	23